

船舶事故調査報告書

平成23年12月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 不明（平成23年8月22日 06時30分ごろ～18時00分ごろの間） |
| 発生場所 | 不明（長崎県対馬市志越漁港～対馬市上島東方沖（対馬市上島所在の対馬長崎鼻灯台から真方位090° 3.5海里（M）（北緯34° 24.6′ 東経129° 28.1′））付近） |
| 事故調査の経過 | 平成23年8月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第十一久美丸、7.58トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | NS2-14312（漁船登録番号）、個人所有 |
| L×B×D、船質 | 10.75m（Lr）×2.43m×0.93m、FRP |
| 機関、出力、進水等 | ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和51年4月14日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月25日 免許証交付日 平成22年3月16日 （平成27年5月9日まで有効） |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、志越漁港を平成23年8月22日06時30分ごろ出港し、あまだい一本釣り漁を操業するために上島東方沖の漁場に向かった。 僚船の船長は、18時00分ごろ対馬長崎鼻灯台から真方位090° 3.5M（北緯34° 24.6′ 東経129° 28.1′）付近で無人で漂流している本船を発見し、対馬市峰町東部漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）に連絡した。 本船は、現場に到着した巡視艇の乗組員により、船長が行方不明となっていることが確認され、巡視艇及び僚船による捜索が行われた。 捜索の結果、船長は、21時15分ごろ、対馬長崎鼻灯台から真方位052° 5.9M（北緯34° 28.3′ 東経129° 29.4′）付近において、意識不明の状態を漂流しているところを僚船により発見された。 船長は、死亡が確認され、死因は溺水と検案された。 本船は、僚船により対馬市志多賀漁港にえい航された。 |

| | | |
|---------------|--|---|
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 5、視界 良好 海象：波向 北北東、波高 約2m、海水温度 約26.6℃ （気象・海象は、本事故当日05時ごろ長崎鼻東方4～5M付近における他の漁船の観測値である。） 10時58分、上対馬地方に大雨、雷、洪水注意報発表</p> | |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長は、約47年間、漁業に従事しており、あまだい一本釣り漁では朝出港して夕方帰港する操業形態をとっていた。所属漁協では、資源保護のために16時に操業を終了するよう指導していた。 船長は、発見時、救命胴衣を着用しており、発見場所付近であまだい一本釣り漁に使用するオレンジ色の浮きなどが発見された。 本船は、発見時、機関が運転状態で機関のクラッチレバーが中立及び操縦レバーが低速の位置となっており、また、釣り糸を上げ下げするローラーが作動状態となっていたが、船内には、漁獲物が見当たらなかった。 本船の船体には、他船が衝突した痕跡などはなかった。 所属漁協の5トン未満の小型漁船は、本事故当日、荒天のためにほとんどが出漁を見合わせていた。</p> | |
| <p>分析</p> | <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>不明 不明 不明 船長の死因は、溺水であった。 本船は、22日06時30分ごろ志越漁港を出港後、18時00分ごろ長崎鼻東方沖において無人で漂流しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。 本船は、発見時、機関が運転状態で機関のクラッチレバーが中立、操縦レバーが低速の位置となっており、また、船内には漁獲物が見当たらなかったものの、釣り糸を上げ下げするローラーが作動状態となっていたことから、本船が漁場に到着して漂泊し、操業を始めたのちに船長が落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。 船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が上島東方沖において、漂泊して一本釣り漁を操業中、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p> | |